

平成30年度 私立大学関係税制改正要望結果（概要）

平成29年12月

私立大学側要望事項（平成29年8月）	文部科学省要望事項（平成29年8月）	結果（平成30年度税制改正大綱、平成29年12月14日）
--------------------	--------------------	------------------------------

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

学校法人に対する寄附のさらなる拡大・促進に向け、以下の税制上の特例措置の創設・拡充を図る。

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

(1) 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

個人からの寄附に係る税額控除の対象となるための要件(PST要件)について、学校法人の特性や規模にかかわらず、全ての学校法人を対象に撤廃する。

(2) 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

広く寄附者が税制優遇のメリットを享受できるよう、年末調整による寄附金控除を可能とするなど手続きの大幅な改善を図る。

(3) 新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大

入学後の4月1日以降、新入生またはその保護者から受ける学校法人に対する任意の寄附金(新入生のみ対象)についても寄附金控除の対象とする。

(4) 寄附金所得控除限度額の拡大及び繰越し控除制度の創設

所得控除限度額の上限(所得の40%)を米国並みの50%まで拡大するとともに、控除限度額を超えた場合に5年間を限度に繰越しを可能とする。

(5) 寄附金控除適用下限額の撤廃

現行の控除対象寄附金の適用下限額(2千円)を撤廃する。

2. 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

私学事業団の「若手・女性研究者奨励金」創設に伴い、同奨励金に対する企業等からの寄附金について、全額が損金算入対象となるよう指定寄附金扱いとする。

2. 教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

教育費に係る経済的負担軽減を図るため、以下の税制上の優遇措置の創設・拡充を図る。

(1) 社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設

私立大学で学ぶ社会人学生の受講費用等を所得控除するなどの措置を設ける。

(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

受贈者に係る年齢制限の撤廃や贈与者の対象範囲など条件の見直しを図る。

(3) 教育費の所得控除制度の創設

私立大学に対する教育費の所得控除制度を創設する。

(4) 教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

教育費の負担軽減を目的とした特定扶養控除の拡充を図る。

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充【法人税等】

日本学生支援機構に対する法人からの寄附で、貸与奨学金に充てられるものについては全額を損金算入できるところ、新たに創設した給付型奨学金についても対象とする。

(2) 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化【所得税等】

学校等に対する寄附に係る寄附金控除の手続を年末調整の対象とする。これにより寄附者の控除手続きに係る負担を軽減し、寄附のインセンティブの増加や寄附文化の一層の醸成を図る。

(3) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等(内閣府・厚生労働省との共同要望)【所得税等】

【参考】学校法人に対する寄附に係る特例措置

受け手\寄附者		個人	法人(一般企業等)
国立大学法人等 (国立大学等)		【税額控除】(28年度改正で導入) =(寄附金額-2,000円)×40% (所得税額の25%を上限)	寄附金の全額を損金算入
学校法人 (私立学校)	受配者 指定附金	【税額控除】(対象は※1参照) =(寄附金額-2,000円)×40% (所得税額の25%を上限)	寄附金の全額を損金算入
	特定公益 増進法人	【所得控除】 =寄附金額(総所得の40%を上限) -2,000円	【損金算入限度額】 =(資本金×0.375%+当該年度 所得×6.25%)×1/2(備考1参照)
その他の法人等		所得控除は認められない	【損金算入限度額】 =(資本金×0.25%+当該年度 所得×2.5%)×1/4(備考1参照)

【税額控除の対象法人となるための要件】

※1 以下の2要件を満たすこと。

- 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト(PST)要件
 - 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が5分の1(20%)以上であること。又は、
 - 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること。その後、平成27年度改正において当該要件が緩和(備考4参照)
- 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

※2 平成23年分(平成23年1月)以降の所得税について適用。

2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

(2) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ【たばこ税等】

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

(4) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】

(5) 引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置【所得税等】

3. 文化関係

(1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税、贈与税】

(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

【参考】扶養控除制度(現行:所得控除額)

- 特定扶養控除(19歳以上23歳未満)
 - ・19歳以上23歳未満: 所得税63万円、住民税45万円
 - 〔16歳以上70歳未満: 所得税38万円、住民税33万円〕

○要望が認められたもの

○日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充

給付型奨学金についても指定寄附金の対象(指定後は事務的に1年ごとに更新)

○国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和(内閣府・厚生労働省との共同要望)

国立大学法人等についても非課税承認特例の対象。大学等を設置する学校法人のみに認められた特例を高校以下の学校のみを設置する学校法人にも拡大。(一定の要件を満たした場合には承認手続きを大幅に簡素化)

○国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ(厚生労働省との共同要望)

○2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置

○美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設

○障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設

○その他要望していたもの

○私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化(認められず)

○ゴルフ場利用税の廃止(検討事項として大綱に明記)

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置(長期検討)

【備考】近年の税制改正

1. 平成23年度税制改正において、学校法人(公益社団・財団法人、社会福祉法人等)への個人寄附に係る税額控除制度が導入。これらの法人が税額控除の対象となるためには、寄附実績に関する要件(PST要件)(左欄)等を満たす必要がある。また、学校法人等への寄附を目的とする信託財産から生じる利子所得について非課税措置(日本版「ブランド・ギビング」信託の創設)。

2. 平成24年度税制改正において、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(平成27年12月までの3年間。平成27年度改正で平成31年3月まで延長)。

- ・祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出。子・孫ごとに1,500万円(学校以外は500万円)を非課税とする。
- ・教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし書類を保管。(その後、平成27年度改正において、教育資金の用途に通学定期代、留学渡航費等が追加。また、支払金額が1万円以下で、かつ、その年中の合計支払金額が24万円に達するまでのものは、領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類での提出が可能となった)
- ・孫等が30歳に達する日に口座等は終了。

3. 平成27年度税制改正において、学校法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の寄附者数により判定する要件(PST要件)について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合は、年平均の判定基準寄附者数が100人以上の要件(現行)を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることと、寄附金額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

4. 平成28年度税制改正において、公益法人・学校法人等が実施する経済的理由により修学困難な学生等に対する無利息等の一定の条件で行われる奨学金貸与事業(文部科学大臣の確認を受けた事業)について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間のものに適用)

5. 平成29年度税制改正において、私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充。受託契約等において、①当該研究の成果の一部または全部が大学に帰属することが定められているもの、または②当該研究の成果の公表に関する事項が定められていることの要件を満たすことにより非課税措置の要件が緩和。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

私立学校における財政基盤のさらなる強化に向け、以下の税制上の特例措置の創設・拡充を図る。

(1) 資産運用収益に対する非課税措置等の維持・拡充

学校法人の資産運用収益(利子所得等)に対する非課税措置の維持・拡充など、現行の特例措置の維持・拡充を図る。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の創設

同事業団を通じて借入れを行う際の契約書等に係る印紙税について非課税措置を創設する。

(3) 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

消費税率の引き上げによる教育研究の質を低下させないため、私立学校の負担軽減の特例措置を創設する。

4. 熊本地震・東日本大震災により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

被災した私立学校の早期復旧と復興のため、以下の税制上の特例措置の拡充を図る。

(1) 被災した学校法人に対する寄附の特例措置の創設

(2) 被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入

(3) 被災した学校法人の復興に係る費用の消費税減免措置の創設